

議会制度改革

問 高橋隆文 議員

先の国会において、地方自治法の一部を改正する法律案が可決成立しました。
主な改正事項として、地方議会制度、議会と町の関係、直接請求制度ほかとなっております。

地方議会及び町による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と町の関係、直接請求制度等について必要な改正を行うものとされ、地方議会の会期は条例により、現在のような定例会、臨時会の区分を設けず、通年の会期として出来ることが条文化されました。

これは、議会の自主性、自立性を高め、議会運営の選択肢が広がり、ひいては機能的に活動できる制度により、住民自治の充実強化を図ることが可能となります。
一方、町長、行政側からす

ると、常に議会対策、議会対応の準備が必要かと思われるますが、町長の議会の通年会期について所見を伺います。



高橋隆文 議員

答 林 直樹 町長

議会制度改革については、町議会がお決めになることで、今の状況で意見を申し上げることは如何なものかと思えますが、あえて申し上げるならば、本町においては現在まで、地方自治法により年4回の定例町議会が開催され、提出議案等の必要に応じて臨時町議会が開催されてきたことに、何かしらの不都合はないものと考えています。
通年会期のメリットとして、緊急の行政課題等が発生した場合、議長の権限で速やかに

本会議を開催し対応できる。
また、専決処分がほとんどなくなり、議会審議が可能になると言われています。

しかし、このことは、臨時町議会の開催により対応できませんし、軽微な議案は専決処分での対応の方が適切な場合もあります。
一方、開催経費が増加する、また、議会対応のため行政能力に影響を及ぼしますし、一事不再議の原則による事件提出期間の問題等のデメリットもあるとのことですが、

既に通年議会を実施している先進自治体の状況を見ますと、何がどう変わったのか、通年議会とした効果はあったのか等の意見もあるやに聞いていますので、それについて十分に検証し、本町で導入した場合におけるメリット、デメリットを整理し、通年議会の開催が町民の生活にどう関わっていくのかを、議会がきちんと示すことが大切であると思えます。
今後において、小清水町議会として通年会期についてご

検討されるのでしたら、町と一緒に協議させて頂きたいと思えます。

再問 高橋隆文 議員

議会としてもこれから協議検討していかねければならない課題だと思えます。

答弁にありましように、行政と色々協調性を持ちながらやっていかなければならないのかなと思えますが、その中で、議会の通年会期を選択した場合には、町長の議場への出席義務は、定例会、議案の審議に限定され、議長に正当な理由とともに届け出た時には、出席義務が回避されます。
また、出席を求めめるにあたっては、執行機関の事務に支障を及ぼさないように配慮されることとなっています。
町長の出席の対応についても考え方を伺います。

答 林 直樹 町長

当然、議長さんから出席要求があれば出るつもりです。

小・中学校いじめ問題

問 高橋隆文 議員

最近の報道では、滋賀県大津市でのいじめに遭っていた中学2年男子学生が自殺した事実からにわかに注目が集まり、大きな社会問題として毎日のように報道されています。

併せて、事件後の学校や教育委員会の対応や隠ぺい体質に批判が大きく反響を呼んだところですが。
そこで、小清水小学校、小清水中学校内で、現在、児童生徒のいじめ問題、また、いじめの酷似に関する事案の実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況について伺います。

また、文部科学省や道教委からの実態調査、実態把握の依頼はあるのか、いじめ問題も未然防止、早期発見、早期解消が大事だと言われておりますので、そのマニュアルは学校や教育委員会で確立しているのか伺います。

答 渡邊 等 教育長

いじめの定義としては、「個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことではなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする」とされています。
友達同士遊んでいた場合でも、相手側がいじめと感じれば、調査結果にはいじめとして現れます。

全国的にも、子どもの実態アンケート調査では、年々多くなっています。
教育委員会は、校長会、教頭会を毎月開催しており、部活動などを含め、子ども達のこいういったいじめに相当する事案があった場合は、校長会、教頭会で報告いただいています。

当人同士問題がある場合については、当人同士で話し合いを行ったり、状況によっては両保護者にも通知します。
また、学級全体でそういった事案を報告するなど、事前にいじめが大きくならないよ

答 渡邊 等 教育長

毎年度、道教委で実施しています「いじめ問題の実態把握及びその対応状況等調査」及び文部科学省が緊急調査として実施する「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況にかかる緊急調査」などを通して、いじめ問題の実態把握を実施しているところ

です。
調査の内容としては、いじめ把握のための児童生徒に対するアンケート調査を年2回実施、学校においていじめ問題を認知した場合における追跡対応状況調査を年3回実施、学校におけるいじめ問題の取組状況調査を年2回実施するなど、これら調査を通じていじめ問題の早期発見といじめ問題を認知した場合における早期解消を図る等、いじめ問題の未然防止に努めているところ

です。
次に、文部科学省及び道教委からの実態調査等の実施の有無ですが、ただ今ご説明申

し上げたとおり、道教委においては毎年度、文部科学省については必要に応じて緊急調査を実施しているところであり、その都度、いじめ問題の認知状況や未然防止策などについて報告を行うとともに、学校に対する未然防止対策の一層の取組指導やいじめを許さない、また、いじめを起さない学校づくりとしての教職員の資質向上のための校内研修の実践を行うなど、学校と教育委員会が常に問題意識を共有し対応しています。

また、いじめ問題に関するオホーツク教育局の取り組みとしては、オホーツク管内いじめ・不登校対策等本部会議を設置し、いじめ問題に関する関係機関の取組状況等に関して情報共有を行うなど、関係機関連携によるいじめ問題の未然防止等に取り組んでいるところ

です。
続きまして、いじめ問題に関わる学校及び教育委員会における対応マニュアルの確立に努めていますが、いじめ問題事案に対して書面において学

校又は児童への対応マニュアルの作成を行っているものはありませんが、いじめ問題に関しては多種多様な事案形態が存在することから、事案発生時にはその都度そのいじめ問題の課題や解決への方策をどう行っていくのか学校と教育委員会が連携して対応することとしているものであり、事案内容によっては児童相談員や教育局・警察署等関係機関と連携し早期解決へ向けて取り組むこととしているもの

です。
また、いじめ問題の未然防止に関しては、平成18年度より小清水中学校に心の教室相談員の配置を行い、未然防止や教育相談を実施し対応している他、いわゆる新しい形のいじめでありますインターネットや携帯電話での誹謗中傷等によるいじめに対応するため、道教委が取り組んでいるサイバーパトロールにより発見された不適切な書き込み等の情報を受けた場合、該当校に通知を行い学校指導を行っている他、いじめ問題に

再問 高橋隆文 議員



いじめ調査に関しては、答弁のように文科省、道教委の色々なアンケート調査もされているようですが、いじめに対する定義、また、対策等については大変難しい部分があると思えます。

本町でも調査アンケートをやっているようですが、より正確な実態把握に向けての調査方法というのが適用されているのかどうか、その内部の検討協議の場があるのか伺います。